

中小企業成長促進補助金

| 事業概要 |

中小企業成長促進補助金（以下、「本補助金」という）は、積極的な賃上げや投資等を行う意欲の高い中小企業等が、地域の景気や雇用を支える企業へ成長できるよう、省力化・業務効率化や生産性向上の実現に必要な設備投資に要する経費の一部を千葉県（以下、「県」という）が補助するものです。

補助上限：3,000万円（下限500万円）

補助率：補助対象経費の2分の1以内

対象経費：機械装置・システム構築費、設備処分費

| 申請期間 |

申請受付開始：令和7年4月10日（木）

申請受付締切：令和7年5月15日（木）17:00 ※ 予定は変更する場合があります。

※ 申請書類の一つである支援機関確認書（第3号様式）は、下記 **| お問合せ先 |** に記載の商工会議所等が発行するものです。発行には時間を要する場合がありますため、余裕を持ってお手続きください。

| 申請方法 |

- 本申請は電子申請システムでのみ受け付けます。郵送での申請は一切受け付けません。
- 交付申請書（第1号様式）に記載の代表者に対し、補助事業計画書（第2号様式）等の内容について、県又は商工会議所等から直接確認させていただく場合があります。
- 本補助金には審査があり、申請が不採択になる場合があります。また、補助事業遂行の際には自己負担が必要となり、補助金は後払いです。

| お問合せ先 |

・ 県内の商工会・商工会議所・（公財）千葉県産業振興センター・（公財）千葉市産業振興財団

・ 千葉県制度融資の取扱金融機関

- 本申請要領については、必要に応じて改定されることがあります。申請時には最新の要領をホームページからご確認ください。

[URL] <https://www.pref.chiba.lg.jp/keisei/zaisei/chiba-seichohojyo.html>